

## いかす・なら地域協議会会則

### (名称)

第1条 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、奈良県、文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設の設置者及び文化観光推進事業者等で組織する協議会の名称は、「いかす・なら地域協議会」（以下「協議会」という。）とする。

### (目的)

第2条 協議会は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図ることを目的とする。

### (事業)

- 第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
- (1) 法第12条に規定する地域計画（以下「いかす・なら地域計画」という。）の作成及び変更に関すること。
  - (2) いかす・なら地域計画に基づき実施する事業（以下「文化クラスター事業」という。）の実施に関すること。
  - (3) 第12条に規定する評議会の設置及び運営に関すること。
  - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

- 第4条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 委員は、奈良県内に所在する文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設の設置者、奈良県区域に係る文化観光推進事業者、関係する学識経験者及び商工関係団体その他会長が必要と認める者とし、会長が委嘱する。

### (役員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名以内

### (役員の仕事)

- 第6条 会長は協議会を代表し、会の業務を総理する。
- 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 3 監事は、協議会の資産及び会計の状況を監査する。

- 4 監事に事故があるとき又は監事が欠けたときは、あらかじめ協議会の決議により定められた者がその職務を行う。
- 5 監事は、協議会の他の役員を兼ねることができない。

(役員を選任)

第7条 会長は奈良県知事をもって充てる。

- 2 副会長および監事は、委員のうちから会長が指名する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、協議会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、その限りではない。

(報酬)

第9条 会長及び委員は、無報酬とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則の制定及び変更に関する事項
  - (2) いかす・なら地域計画の作成及び変更に関する事項
  - (3) 文化クラスター事業の申請及び実施に関する事項
  - (4) 予算及び決算に関する事項
  - (5) 役員を選任及び解任に関する事項
  - (6) 評議会の設置及び運営に関する事項
  - (7) その他協議会の運営に関して重要な事項
- 4 会議の議長は、会長または会長の指名する者をもって充てる。
- 5 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ、会議を開き、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして表決を委任した者は、出席委員の数に加えることができる。
- 6 会議の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要と認めるときは、会議の委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 8 会長が緊急を要すると認めた場合に限り、持ち回りにより委員等の過半数の同意によって議決することができる。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、次の場合において専決処分することができる。

(1) 会議で審議すべき事項について、緊急を要するために会議を招集する時間的余裕がないとき。

(2) 会議で審議すべき事項において、軽易な事項と認められるとき。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の会議で報告し、その承認を求めなければならない。

(評議会)

第12条 協議会は、必要に応じて評議会を置き、意見を求めることができる。

2 評議会は、奈良県区域内で文化観光に携わる者等で構成する。

3 前項の評議会の設置及び必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(費用)

第15条 協議会の運営に必要な費用は、負担金及びその他の経費をもって充てる。

(予算)

第16条 会長は、毎会計年度の予算案を作成し、協議会の議決を経なければならない。

(決算)

第17条 会長は、毎会計年度末現在において決算書類を作成し、監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の決算書類を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

3 会長は、前項の決算書類を協議会に報告し、協議会の議決を経なければならない。

(会計及び財務)

第18条 協議会の会計及び財務に関しては事務局が処理するものし、必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 協議会は、第2条に規定する目的が達せられたとき、協議会の議決によって解散する。

(残余財産)

第20条 協議会が解散した場合に存する残余資産は、協議会にて協議する。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。ただし、重要な事項は第10条第3項の規定により協議会に諮るものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。